

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成28年12月28日（平成28年（行情）諮問第740号）

答申日：平成29年7月3日（平成29年度（行情）答申第131号）

事件名：子ども虐待による重症事例等の検証調査票（平成27年度に自治体から提出されたもの）の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「子ども虐待による重症事例等の検証調査票に係る文書（平成27年度に自治体から提出された調査票）」（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は、不開示とすることが妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、厚生労働大臣（以下「諮問庁」又は「処分庁」という。）が、平成28年9月23日付け厚生労働省発雇児0923第6号により行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

法5条1号、6号に該当しない。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、原処分において不開示とした別紙に掲げる部分のうち一部を新たに開示した上で、その余の部分については、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

2 理由

（1）本件対象文書の特定について

本件開示請求は、「子ども虐待による重症事例等の検証調査票に係る文書（平成27年度に自治体から提出された調査票）」に関して行われたものである。

これに基づき処分庁は、特定年月日A付け特定文書番号「子ども虐待による死亡事例等の検証に係る調査について」（以下「本件調査依頼」という。）により各都道府県、指定都市及び児童相談所設置市から提出

された「子ども虐待による重症事例等の検証調査票」を本件対象文書として特定した。

(2) 子ども虐待による重症事例等の検証調査について

子ども虐待による重症事例等の検証調査は、平成26年4月1日から6月30日までの間に全国の児童相談所が児童虐待相談として受理した事例の中で、同年9月1日時点までに、身体的虐待等による生命の危険にかかわる受傷、養育の放棄・怠慢等のために衰弱死の危険性があった事例（心中未遂を除く）について調査対象としており、本件対象文書において「シートⅠ事件の概要」、「シートⅡ家族構成（ジェノグラム）」、「シートⅢ事件までの対応経過」、「シートⅣ胎児期（母の妊娠期）からの経過」、「シートⅤ重症事例に関する分析シートⅰ重症事例の概況」、「シートⅤⅱ子どもの生育歴等」、「シートⅤⅲ家族背景」、「シートⅤⅳきょうだい」、「シートⅤⅴ関係機関の関与状況」、「シートⅤⅵ児童相談所、市町村等の組織体制及び事業の実施状況等について」及び「シートⅤⅶ重症となった受傷後の対応等」を調査項目としている。

(3) 原処分における不開示部分及び該当条文について

本件対象文書の原処分における不開示部分と該当条文は別紙のとおりである。具体的には、子ども虐待による重症事例等が発生した地方公共団体名、事例の概要及び事件までの対応経過等を法5条1号及び6号柱書きにより不開示としているところである。

これらの不開示部分については、別紙に掲げたとおり、その一部は法5条各号に該当しないことから諮問に当たり開示することとし、その余の部分は法5条1号及び6号柱書きに該当する情報であることから、不開示を維持することが妥当と考えられるため、以下、不開示情報該当性について説明する。

(4) 不開示情報該当性について

① 法5条1号該当性

原処分により不開示とした部分には、子ども虐待による重症事例等が発生した地方公共団体名、事例の概要及び事件までの対応経過等が記載されている。これらの情報は一体として当該事例の当事者である子及び父母等の個人に関する情報であって、特に配慮を要する個人に関する情報も含まれており、これらが公になると、これらの者の近親者や近隣住民により当該事例の当事者が誰であるか特定することが可能となる。

さらに、虐待を受けた子にとっては、当該虐待に関する情報は、他人に知られることを忌避する性質の被虐待者の機微にわたる私的な情報であり、また、加害者である父母等については、虐待を行った

ことが公にされることにより，そのことに見合わない必要以上の誹謗・中傷を受けたり，その他正当な活動が制限される等，なお個人の権利利益を害するおそれがあるため，当該不開示部分は法5条1号に該当する。

また，これらの情報は，本件調査依頼の中で個人が特定されない形で使用する旨明記しており，これを一般に公にする法令ないし慣行があるものではないことから，法5条1号ただし書イには該当せず，さらに同号ただし書ロ及びハに該当する事情もない。

以上のことから，当該不開示部分は，原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

② 法5条6号柱書き該当性

原処分により不開示とした部分には，上記①の記載のとおり，子ども虐待による重症事例等が発生した地方公共団体名，事例の概要及び事件までの対応経過等が記載されている。これらの情報は，本件調査依頼の中で個人が特定されない形で使用する旨明記し，これを前提に地方公共団体から回答を得ているところ，これらが公になると，当該事例の当事者である子及び父母等の個人に関する情報の保護に危惧を抱いた地方公共団体から調査への協力が得られなくなるおそれがあり，今後の調査事務のみならず児童虐待事例の検証事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため，当該不開示部分は法5条6号柱書きに該当する。

以上のことから，当該不開示部分は，原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

3 結論

以上のとおり，本件対象文書については，原処分を変更し，別紙に掲げる不開示部分のうち一部を新たに開示した上で，その余の部分は原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は，本件諮問事件について，以下のとおり，調査審議を行った。

- | | | |
|---|-------------|---------------|
| ① | 平成28年12月28日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 平成29年1月19日 | 審議 |
| ④ | 同年6月15日 | 本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑤ | 同月29日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は，「子ども虐待による重症事例等の検証調査票に係る文書（平成27年度に自治体から提出された調査票）」であり，処分庁は，

法5条1号及び6号に該当するとして、当該文書の一部を不開示とする原処分を行った。

審査請求人は、原処分の取消しを求めているところ、諮問庁は、原処分において不開示とした部分のうちの一部については、諮問に当たり開示するが、その余の部分については、法5条1号及び6号柱書きに該当するので不開示を維持するとしているので、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、当該部分の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示情報該当性について

(1) 諮問庁は、平成27年度の「子ども虐待による重症事例等の検証調査」について、理由説明書(上記第3の2。以下同じ。)の(2)において、以下のとおり説明する。

子ども虐待による重症事例等の検証調査は、平成26年4月1日から6月30日までの間に全国の児童相談所が児童虐待相談として受理した事例の中で、同年9月1日時点までに、身体的虐待等による生命の危険にかかわる受傷、養育の放棄・怠慢等のために衰弱死の危険性があった事例(心中未遂を除く。)について調査対象としており、本件対象文書において「シートⅠ事件の概要」、「シートⅡ家族構成(ジェノグラム)」、「シートⅢ事件までの対応経過」、「シートⅣ胎児期(母の妊娠期)からの経過」、「シートⅤ重症事例に関する分析シートⅰ重症事例の概況」、「シートⅤⅱ子どもの生育歴等」、「シートⅤⅲ家族背景」、「シートⅤⅳきょうだい」、「シートⅤⅴ関係機関の関与状況」、「シートⅤⅵ児童相談所、市町村等の組織体制及び事業の実施状況等について」及び「シートⅤⅶ重症となった受傷後の対応等」を調査項目としている。

(2) また、諮問庁は、不開示情報該当性について、理由説明書の(4)において、以下のとおり説明する。

ア 法5条1号該当性

原処分により不開示とした部分には、子ども虐待による重症事例等が発生した地方公共団体名、事例の概要及び事件までの対応経過等が記載されている。これらの情報は一体として当該事例の当事者である子及び父母等の個人に関する情報であって、特に配慮を要する個人に関する情報も含まれており、これらが公になると、これらの者の近親者や近隣住民により当該事例の当事者が誰であるか特定することが可能となる。

さらに、虐待を受けた子にとっては、当該虐待に関する情報は、他人に知られることを忌避する性質の被虐待者の機微にわたる私的な情報であり、また、加害者である父母等については、虐待を行ったことが公にされることにより、そのことに見合わない必要以上の誹

謗・中傷を受けたり，その他正当な活動が制限される等，なお個人の権利利益を害するおそれがあるため，当該不開示部分は法5条1号に該当する。

また，これらの情報は，本件調査依頼の中で個人が特定されない形で使用する旨明記しており，これを一般に公にする法令ないし慣行があるものではないことから，法5条1号ただし書イには該当せず，さらに，同号ただし書ロ及びハに該当する事情もない。

イ 法5条6号柱書き該当性

原処分により不開示とした部分には，子ども虐待による重症事例等が発生した地方公共団体名，事例の概要及び事件までの対応経過等が記載されている。これらの情報は，本件調査依頼の中で個人が特定されない形で使用する旨明記し，これを前提に地方公共団体から回答を得ているところ，これらが公になると，当該事例の当事者である子及び父母等の個人に関する情報の保護に危惧を抱いた地方公共団体から調査への協力が得られなくなるおそれがあり，今後の調査事務のみならず児童虐待事例の検証事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため，当該不開示部分は法5条6号柱書きに該当する。

(3) 上記(1)及び(2)の諮問庁の説明を踏まえ，以下，検討する。

本件対象文書の不開示部分に記載された内容は，子ども虐待による重症事例等に関して，虐待の発生日時，場所，発生状況，発生の原因，背景，受傷後の症状，子どもの保護状況等である。当該文書には，子どもの氏名は記載されていないものの，当該文書に記載された情報を公にすることにより，子どもの近親者や近隣住民等子どもを知る一定の関係者にとって，当該子どもを特定する手がかりとなり得るものであり，その結果，虐待の内容，受傷後の症状等，通常人に知られたくない機微な情報が当該関係者に知られることとなり，個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当すると認められることから，事例に記載された子どもごとに法5条1号本文後段に規定する情報に該当し，同号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められない。

したがって，当該部分は，法5条1号に該当し，同条6号柱書きについて判断するまでもなく，不開示とすることが妥当である。

3 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから，本件対象文書につき，その一部を法5条1号及び6号に該当するとして不開示とした決定については，諮問庁が同条1号及び6号柱書きに該当するとしてなお不開示とすべきとしている部分は，同条1号に該当すると認められるので，同条6号柱書きについて判断するまでもなく，不開示とすることが妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子

別表

1 番号	2 対象 文書名	3 新た に開示す る部分	4 不開示を維持する部分		
			頁	該当箇所	根拠条文
1	子ども虐待による重症事例等の検証調査票（A県）	なし	1	○都道府県名及び市名の記載	5条1号, 6号柱書き (以下同じ)
			1	○「I 事件の概要」の記載のうち ・「発生」, 「重症に至った事件の発生」, 「重症が発覚した日」の月, 日の記載	
			1	・事件の概要の記載	
			2	○「II 家族構成（ジェノグラム）」の記載のうち ・重症となった受傷をした／重症が確認された月, 日の記載	
			3	○「III 事件までの対応経過」の記載のうち ・「相談・援助年月日」欄の月, 日の記載 ((例) を除く。)	
			3	・「子どもと家族の状況」欄の記載	
			3	・「関係機関ごとの対応内容」欄の記載 (関係機関名に係る都道府県名以外の記載を除く。)	
				○「IV 胎児期 (母の妊娠期) からの経過」の記載のうち	

			4	・「(1) 妊娠・出産届出時の状況」欄の記載	
			4	・「(2) 妊娠経過」欄の記載	
			4	・「(3) 出生時の状況」欄の記載	
			4	・「(4) 乳児家庭全戸訪問や新生児訪問時の状況」欄の記載	
			4	・「(5) 健診や予防接種時の状況」欄の記載	
			4	・「(6) 子どもまたは保護者等の病気や障害の発生, その治療状況」欄の記載	
			4	・「(7) 関係機関の関与状況」欄の記載	
				○「V 重症事例に関する分析シート」(i 重症事例の概況)の記載のうち	
			5	・「2 重症となった子どもの生年月日」欄の記載	
			5	・「4 重症となった受傷時の年月日」欄の月, 日の記載	
				○「V 重症事例に関する分析シート」(ii 子どもの生育歴等)の記載のうち	
			10	・「4 出産後の子どもの疾患・障害の有無等」欄の疾患名の記載	
				○「V 重症事例に関する	

			<p>る分析シート」(ivきょうだい)の記載のうち</p> <p>2 3 ・「1 2 本調査票記入時点における居所」欄の具体的居所の記載</p> <p>2 3 ・欄外※の記載</p> <p>○「V 重症事例に関する分析シート」(vii重症となった受傷後の対応等)の記載のうち</p> <p>3 7 ・「2 一時保護, 一時保護委託について」欄の具体的委託先の記載</p> <p>3 7 ・「3 児童相談所の対応について」欄の具体的入所施設の記載</p> <p>3 7 ・「3 児童相談所の対応について」欄の援助方針変更内容の記載</p> <p>4 0 ・「1 0 総括」欄の記載(「a 危機感を持つべきだった時期」, 「e 事例への援助において, どのような点に留意していたか」2行目の記載及び「h その他」を除く。)</p> <p>4 0 ・「1 1 本調査記入時点での加害者と子どもの交流状況, 自立の方針について」欄の調査票記入時点での当該児童の居場所の記載</p> <p>4 0 ・「1 1 本調査記入時点での加害者と子どもの交流状況, 自立の方針について」欄の家族からの分</p>	
--	--	--	---	--

2	子ども虐待による重症事例等の検証調査票（B県）	なし	4 1 4 1 4 1 4 2 4 3 4 3 4 4 4 4	<p>離先の記載</p> <p>○都道府県名及び市名の記載</p> <p>○「Ⅰ 事件の概要」の記載のうち</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「発生」，「重症に至った事件の発生」，「重症が発覚した日」の月，日の記載 ・事件の概要の記載 <p>○「Ⅱ 家族構成（ジェノグラム）」の記載のうち</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重症となった受傷をした／重症が確認された月，日の記載 <p>○「Ⅲ 事件までの対応経過」の記載のうち</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「相談・援助年月日」欄の月，日の記載（（例）を除く。） ・「関係機関ごとの対応内容」欄の記載（関係機関名に係る市名以外の記載を除く。） <p>○「Ⅳ 胎児期（母の妊娠期）からの経過」の記載のうち</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「（1）妊娠・出産届出時の状況」欄の記載 ・「（2）妊娠経過」欄 	5条1号，6号柱書き（以下同じ）
---	-------------------------	----	--	--	------------------

			<p>の記載</p> <p>4 4 ・ 「(3) 出生時の状況」欄の記載</p> <p>4 4 ・ 「(4) 乳児家庭全戸訪問や新生児訪問時の状況」欄の記載</p> <p>4 4 ・ 「(5) 健診や予防接種時の状況」欄の記載</p> <p>4 4 ・ 「(6) 子どもまたは保護者等の病気や障害の発生, その治療状況」欄の記載</p> <p>4 4 ・ 「(7) 関係機関の関与状況」欄の記載</p> <p>4 4 ・ (8), (9) 欄の都道府県名の記載</p> <p>○「Ⅴ 重症事例に関する分析シート」(i 重症事例の概況)の記載のうち</p> <p>4 5 ・ 「2 重症となった子どもの生年月日」欄の記載</p> <p>4 5 ・ 「4 重症となった受傷時の年月日」欄の月, 日の記載</p> <p>4 5 ・ 「5 重症となった受傷の原因」欄の疾患名の記載</p> <p>4 7 ・ 「1 2 発覚の経緯」欄の具体的経緯の記載</p> <p>○「Ⅴ 重症事例に関する分析シート」(ii 子どもの生育歴等)の記載のうち</p> <p>4 9 ・ 「3 出産時の子ども側</p>	
--	--	--	---	--

				<p>の問題」欄の疾患名の記載</p> <p>○「Ⅴ 重症事例に関する分析シート」（iii-2 実母について）の記載のうち</p> <p>5 6 ・「2 実母の生育歴」欄の最終学歴の具体的記載</p> <p>5 7 ・「3 実母の心身の状況」欄の疾患名の記載</p> <p>○「Ⅴ 重症事例に関する分析シート」（iii-3 実父について）の記載のうち</p> <p>5 8 ・「2 実父の生育歴」欄の最終学歴の具体的記載</p> <p>○「Ⅴ 重症事例に関する分析シート」（v 関係機関の関与状況）の記載のうち</p> <p>6 4 ・「1 通告」欄の具体的通告理由の記載</p> <p>6 5 ・「1 通告」欄の通告後48時間以内の具体的対応の記載</p> <p>6 6 ・「2 児童相談所」欄の具体的相談内容の記載</p> <p>○「Ⅴ 重症事例に関する分析シート」（vii 重症となった受傷後の対応等）の記載のうち</p> <p>7 7 ・「3 児童相談所の対応について」欄の具体的入</p>	
--	--	--	--	---	--

3	子ども虐待による重症事例等の検証調査票（C県）	なし	78	所施設の記載 ・「4重症となった受傷後の対応」欄の市名の記載	5条1号, 6号柱書き (以下同 じ)
			79	・「7重症となった受傷後半年時点での関係機関の関与」欄の具体的関与機関の記載	
			79	・「8重症となった受傷後1年時点での重症となった児童の関係機関の関与」欄の具体的関与機関の記載	
			80	・「10総括」欄の記載（「a危機感を持つべきだった時期」及び「f本重症事例を受けて改善した方策」を除く。）	
			80	・「11本調査記入時点での加害者と子どもの交流状況, 自立の方針について」欄の調査票記入時点での当該児童の居場所の記載	
			80	・「11本調査記入時点での加害者と子どもの交流状況, 自立の方針について」欄の加害者と子どもの具体的交流の記載	
			81	○都道府県名及び市名の記載 ○「I 事件の概要」の記載のうち ・「発生」, 「重症に至	

			<p>った事件の発生」，「重症が発覚した日」の月，日の記載</p> <p>8 1 ・ 事件の概要の記載</p> <p>○「II 家族構成（ジェノグラム）」の記載のうち</p> <p>8 2 ・ 重症となった受傷をした／重症が確認された月，日の記載</p> <p>○「IV 胎児期（母の妊娠期）からの経過」の記載のうち</p> <p>8 4 ・ 「（1）妊娠・出産届出時の状況」欄の記載</p> <p>8 4 ・ 「（2）妊娠経過」欄の記載</p> <p>8 4 ・ 「（3）出生時の状況」欄の記載</p> <p>8 4 ・ 「（4）乳児家庭全戸訪問や新生児訪問時の状況」欄の記載</p> <p>8 4 ・ 「（5）健診や予防接種時の状況」欄の記載</p> <p>○「V 重症事例に関する分析シート」（i 重症事例の概況）の記載のうち</p> <p>8 5 ・ 「2 重症となった子どもの生年月日」欄の記載</p> <p>8 5 ・ 「4 重症となった受傷時の年月日」欄の月，日の記載</p>	
--	--	--	---	--

			96	○「Ⅴ 重症事例に関する分析シート」(iii-2 実母について)の記載のうち ・「3 実母の心身の状況」欄の疾患名の記載	
			104	○「Ⅴ 重症事例に関する分析シート」(v 関係機関の関与状況)の記載のうち ・「1 通告」欄の通告後48時間以内の具体的対応の記載	
			117	○「Ⅴ 重症事例に関する分析シート」(vii 重症となった受傷後の対応等)の記載のうち ・「5 重症となった受傷直後のきょうだいへの対応」欄の具体的対応内容の記載	
			119	・「10 総括」欄の記載 (「a 危機感を持つべきだった時期」, 「d 危機感を抱いたエピソード」及び「h その他」を除く。)	
4	子ども虐待による重症事例等の検証調査票(D県)	なし	120	○都道府県名及び市名の記載 ○「Ⅰ 事件の概要」の記載のうち ・「発生」, 「重症に至	5条1号, 6号柱書き(以下同じ)
			120		

			<p>った事件の発生」，「重症が発覚した日」の月，日の記載</p> <p>1 2 0 ・ 事件の概要の記載</p> <p>○「II 家族構成（ジェノグラム）」の記載のうち</p> <p>1 2 1 ・ 重症となった受傷をした／重症が確認された月，日の記載</p> <p>○「III 事件までの対応経過」の記載のうち</p> <p>1 2 2 ・ 「相談・援助年月日」欄の月，日の記載（（例）を除く。）</p> <p>1 2 2 ・ 「子どもと家族の状況」欄の記載</p> <p>1 2 2 ・ 「関係機関ごとの対応内容」欄の記載（関係機関名に係る市名以外の記載を除く。）</p> <p>○「IV 胎児期（母の妊娠期）からの経過」の記載のうち</p> <p>1 2 3 ・ 「（1）妊娠・出産届出時の状況」欄の記載</p> <p>1 2 3 ・ 「（2）妊娠経過」欄の記載</p> <p>1 2 3 ・ 「（3）出生時の状況」欄の記載</p> <p>1 2 3 ・ 「（4）乳児家庭全戸訪問や新生児訪問時の状況」欄の記載</p> <p>1 2 3 ・ 「（5）健診や予防接</p>	
--	--	--	---	--

			<p>種時の状況」欄の記載</p> <p>1 2 3 ・ 「(6) 子どもまたは保護者等の病気や障害の発生, その治療状況」欄の記載</p> <p>○「V 重症事例に関する分析シート」(i重症事例の概況)の記載のうち</p> <p>1 2 4 ・ 「2重症となった子どもの生年月日」欄の記載</p> <p>1 2 4 ・ 「4重症となった受傷時の年月日」欄の月, 日の記載</p> <p>1 2 6 ・ 「11重症となった虐待が発生した場所」欄の具体的場所の記載</p> <p>○「V 重症事例に関する分析シート」(v関係機関の関与状況)の記載のうち</p> <p>1 4 4 ・ 「1通告」欄の通告後48時間以内の具体的対応の記載</p> <p>○「V 重症事例に関する分析シート」(vii重症となった受傷後の対応等)の記載のうち</p> <p>1 5 6 ・ 「3児童相談所の対応について」欄の援助方針変更内容の記載</p> <p>1 5 9 ・ 「10総括」欄の記載(「a危機感を持つべきだった時期」, 「c死亡</p>	
--	--	--	---	--

				に至らなかった要因について考えられること」, 「f 本重症事例を受けて改善した方策」及び「h その他」を除く。)	
5	子ども虐待による重症事例等の検証調査票 (E県)	なし	160	○都道府県名及び市名の記載	5条1号, 6号柱書き (以下同じ)
			160	○「I 事件の概要」の記載のうち ・「発生」, 「重症に至った事件の発生」, 「重症が発覚した日」の月, 日の記載	
			160	・事件の概要の記載	
			161	○「II 家族構成 (ジェノグラム)」の記載のうち ・虐待を受けた子どもの家庭環境, 母方祖母の状態の記載	
			161	・重症となった受傷をした/重症が確認された月, 日の記載	
			162	○「III 事件までの対応経過」の記載のうち ・「相談・援助年月日」欄の月, 日の記載	
			ないし 164	((例) を除く。)	
			162	・「子どもと家族の状況」欄の記載	
			164		
		関係機関	162	・「関係機関ごとの対応	

		名に係る都道府県名及び市名以外の不開示部分は開示	ないし 1 6 4	内容」欄の記載（関係機関名に係る都道府県名及び市名等以外の記載を除く。）	
			1 6 5	○「IV 胎児期（母の妊娠期）からの経過」の記載のうち ・「（１）妊娠・出産届出時の状況」欄の記載	
			1 6 5	・「（２）妊娠経過」欄の記載	
			1 6 5	・「（３）出生時の状況」欄の記載	
			1 6 5	・「（４）乳児家庭全戸訪問や新生児訪問時の状況」欄の記載	
			1 6 5	・「（５）健診や予防接種時の状況」欄の記載	
			1 6 5	・「（６）子どもまたは保護者等の病気や障害の発生，その治療状況」欄の記載	
			1 6 5	・「（７）関係機関の関与状況」欄の記載	
			1 6 5	・（９）欄の都道府県名の記載	
			1 6 6	○「V 重症事例に関する分析シート」（i重症事例の概況）の記載のうち ・「2重症となった子どもの生年月日」欄の記載	
			1 6 6	・「4重症となった受傷時の年月日」欄の月，日	

				<p>の記載</p> <p>○「Ⅴ 重症事例に関する分析シート」（ii 子どもの生育歴等）の記載のうち</p> <p>170 ・「2 周産期の母体側の問題」欄の医療機関からの具体的連絡内容の記載</p> <p>170 ・「3 出産時の子ども側の問題」欄の疾患名の記載</p> <p>171 ・「4 出産後の子どもの疾患・障害の有無等」欄の疾患名の記載</p> <p>○「Ⅴ 重症事例に関する分析シート」（iii-2 実母について）の記載のうち</p> <p>178 ・「3 実母の心身の状況」欄のその他の心身状況の記載</p> <p>○「Ⅴ 重症事例に関する分析シート」（v 関係機関の関与状況）の記載のうち</p> <p>185 ・「1 通告」欄の具体的通告理由の記載</p> <p>186 ・「1 通告」欄の通告後48時間以内の具体的対応の記載</p> <p>190 ・「4 その他」欄の具体的相談内容の記載</p> <p>○「Ⅴ 重症事例に関する</p>	
--	--	--	--	--	--

			<p>る分析シート」(vii重症となった受傷後の対応等)の記載のうち</p> <p>198 ・「3 児童相談所の対応について」欄の具体的入所施設の記載</p> <p>200 ・「7 重症となった受傷後半年時点での関係機関の関与」欄の具体的関与機関の記載</p> <p>200 ・「8 重症となった受傷後1年時点での重症となった児童の関係機関の関与」欄の具体的関与機関の記載</p> <p>201 ・「10 総括」欄の記載(「a 危機感を持つべきだった時期」, 「c 死亡に至らなかった要因について考えられること」及び「h その他」を除く。)</p> <p>201 ・「11 本調査記入時点での加害者と子どもの交流状況, 自立の方針について」欄の調査票記入時点での当該児童の居場所の記載</p> <p>201 ・「11 本調査記入時点での加害者と子どもの交流状況, 自立の方針について」欄の家族からの分離先の記載</p>	
6	子ども虐待による	202	○都道府県名及び市名の記載	5条1号, 6号柱書き

	<p>重症事例等の検証調査票（F県）</p>	<p>関係機関名に係る市名以外の不開示部分は開示</p>	<p>202 202 203 204, 205 204, 205 206 206</p>	<p>○「I 事件の概要」の記載のうち ・「発生」, 「重症に至った事件の発生」, 「重症が発覚した日」の月, 日の記載 ・事件の概要の記載</p> <p>○「II 家族構成（ジェノグラム）」の記載のうち ・重症となった受傷をした／重症が確認された月, 日の記載</p> <p>○「III 事件までの対応経過」の記載のうち ・「相談・援助年月日」欄の月, 日の記載（（例）を除く。） ・「子どもと家族の状況」欄の記載 ・「関係機関ごとの対応内容」欄の記載（関係機関名に係る市名等以外の記載を除く。）</p> <p>○「IV 胎児期（母の妊娠期）からの経過」の記載のうち ・「（2）妊娠経過」欄の記載 ・「（3）出生時の状況」欄の記載</p>	<p>（以下同じ）</p>
--	------------------------	------------------------------	--	--	---------------

			206	・「(4) 乳児家庭全戸訪問や新生児訪問時の状況」欄の記載	
			206	・「(5) 健診や予防接種時の状況」欄の記載	
			206	・「(6) 子どもまたは保護者等の病気や障害の発生, その治療状況」欄の記載	
			206	・「(7) 関係機関の関与状況」欄の記載	
				○「V 重症事例に関する分析シート」(i 重症事例の概況)の記載のうち	
			207	・「2 重症となった子どもの生年月日」欄の記載	
			207	・「4 重症となった受傷時の年月日」欄の月, 日の記載	
			208	・「6 重症となった受傷時の虐待以前に確認された虐待の種類」欄の心理的虐待の具体的内容の記載	
				○「V 重症事例に関する分析シート」(ii 子どもの生育歴等)の記載のうち	
			211	・「2 周産期の母体側の問題」欄の医療機関からの具体的連絡内容の記載	
			211	・「3 出産時の子ども側の問題」欄の疾患名の記載	

			<p>○「Ⅴ 重症事例に関する分析シート」（iii-2 実母について）の記載のうち</p> <p>2 1 9 ・「3 実母の心身の状況」欄の疾患名の記載</p> <p>○「Ⅴ 重症事例に関する分析シート」（v 関係機関の関与状況）の記載のうち</p> <p>2 2 6 ・「1 通告」欄の具体的通告理由の記載</p> <p>2 2 7 ・「1 通告」欄の通告後48時間以内の具体的対応の記載</p> <p>2 2 8 ・「1 通告」欄の警察への情報提供を行わなかった具体的理由の記載</p> <p>○「Ⅴ 重症事例に関する分析シート」（vii 重症となった受傷後の対応等）の記載のうち</p> <p>2 3 9 ・「2 一時保護，一時保護委託について」欄の具体的委託先の記載</p> <p>2 3 9 ・「3 児童相談所の対応について」欄の具体的入所施設の記載</p> <p>2 4 2 ・「10 総括」欄の記載（「a 危機感を持つべきだった時期」，「b 重症となった受傷を防ぐために必要であったと考えられること」，「c 死亡に</p>	
--	--	--	--	--

7	子ども虐待による重症事例等の検証調査票（G県）	なし	2 4 3 2 4 3 2 4 3 2 4 4 2 4 4 2 4 5 2 4 5 2 4 5	<p>至らなかった要因について考えられること」， 「f 本重症事例を受けて改善した方策」及び「h その他」を除く。）</p> <p>○都道府県名及び市区名の記載</p> <p>○「I 事件の概要」の記載のうち</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「発生」，「重症に至った事件の発生」，「重症が発覚した日」の月，日の記載 ・事件の概要の記載 <p>○「II 家族構成（ジェノグラム）」の記載のうち</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重症となった受傷をした／重症が確認された月，日の記載 ・「特記事項」欄の記載 <p>○「III 事件までの対応経過」の記載のうち</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「相談・援助年月日」欄の月，日の記載（（例）を除く。） ・「子どもと家族の状況」欄の記載 ・「関係機関ごとの対応内容」欄の記載 <p>○「IV 胎児期（母の妊</p>	5 条 1 号， 6 号柱書き （以下同じ）
---	-------------------------	----	--	---	------------------------------

				<p>娠期)からの経過」の記載のうち</p> <p>2 4 6 ・「(1) 妊娠・出産届出時の状況」欄の記載</p> <p>2 4 6 ・「(2) 妊娠経過」欄の記載</p> <p>2 4 6 ・「(3) 出生時の状況」欄の記載</p> <p>2 4 6 ・「(4) 乳児家庭全戸訪問や新生児訪問時の状況」欄の記載</p> <p>2 4 6 ・「(5) 健診や予防接種時の状況」欄の記載</p> <p>2 4 6 ・「(6) 子どもまたは保護者等の病気や障害の発生, その治療状況」欄の記載</p> <p>2 4 6 ・「(7) 関係機関の関与状況」欄の記載</p> <p>○「V 重症事例に関する分析シート」(i 重症事例の概況)の記載のうち</p> <p>2 4 7 ・「2 重症となった子どもの生年月日」欄の記載</p> <p>2 4 7 ・「4 重症となった受傷時の年月日」欄の月, 日の記載</p> <p>2 4 9 ・「9 加害の動機(背景)」欄の具体的動機の記載</p> <p>○「V 重症事例に関する分析シート」(iii-3 実父について)の記載のうち</p>	
--	--	--	--	--	--

			260	<ul style="list-style-type: none"> ・「2 実父の生育歴」欄のその他の特記事項の記載 	
			265	<ul style="list-style-type: none"> ○「V 重症事例に関する分析シート」(iv きょうだい)の記載のうち ・「12 本調査票記入時点における居所」欄の具体的居所の記載 	
			267	<ul style="list-style-type: none"> ○「V 重症事例に関する分析シート」(v 関係機関の関与状況)の記載のうち ・「1 通告」欄の警察への情報提供を行わなかった具体的理由の記載 	
			280	<ul style="list-style-type: none"> ○「V 重症事例に関する分析シート」(vii 重症となった受傷後の対応等)の記載のうち ・「5 重症となった受傷直後のきょうだいへの対応」欄の具体的対応内容の記載 	
			281	<ul style="list-style-type: none"> ・「7 重症となった受傷後半年時点での関係機関の関与」欄のその他の関与機関の記載 	
			281	<ul style="list-style-type: none"> ・「8 重症となった受傷後1年時点での重症となった児童の関係機関の関与」欄のその他の関与機関の記載 	
			281	<ul style="list-style-type: none"> ・「9 重症となった受傷 	

8	子ども虐待による重症事例等の検証調査票（H県）	なし	282	<p>後半年時点でのきょうだいの関係機関の関与」欄のその他の関与機関の記載</p> <p>・「10総括」欄の記載（「a危機感を持つべきだった時期」，「b重症となった受傷を防ぐために必要であったと考えられること」，「c死亡に至らなかった要因について考えられること」，「f本重症事例を受けて改善した方策」及び「hその他」の5文字目ないし末尾の記載を除く。）</p>	5条1号，6号柱書き（以下同じ）
			282	<p>・「11本調査記入時点での加害者と子どもの交流状況，自立の方針について」欄の調査票記入時点での当該児童の居場所の記載</p>	
			283	<p>○都道府県名及び市区名の記載</p> <p>○「I 事件の概要」の記載のうち</p>	
			283	<p>・「発生」，「重症に至った事件の発生」，「重症が発覚した日」の月，日の記載</p> <p>・事件の概要の記載</p> <p>○「II 家族構成（ジェノグラム）」の記載のうち</p>	

			<p>ち</p> <p>2 8 4 ・重症となった受傷をした／重症が確認された月，日の記載</p> <p>○「Ⅲ 事件までの対応経過」の記載のうち</p> <p>2 8 5 ・「相談・援助年月日」欄の月，日の記載（（例）を除く。）</p> <p>2 8 5 ・「子どもと家族の状況」欄の記載</p> <p>2 8 5 ・「関係機関ごとの対応内容」欄の記載</p> <p>○「Ⅳ 胎児期（母の妊娠期）からの経過」の記載のうち</p> <p>2 8 6 ・「（１）妊娠・出産届出時の状況」欄の記載</p> <p>2 8 6 ・「（２）妊娠経過」欄の記載</p> <p>2 8 6 ・「（３）出生時の状況」欄の記載</p> <p>2 8 6 ・「（４）乳児家庭全戸訪問や新生児訪問時の状況」欄の記載</p> <p>2 8 6 ・「（５）健診や予防接種時の状況」欄の記載</p> <p>2 8 6 ・「（６）子どもまたは保護者等の病気や障害の発生，その治療状況」欄の記載</p> <p>2 8 6 ・「（７）関係機関の関与状況」欄の記載</p> <p>2 8 6 ・（８）欄の 26 文字目ないし末尾の記載</p>	
--	--	--	---	--

			<p>○「Ⅴ 重症事例に関する分析シート」（ⅰ重症事例の概況）の記載のうち</p> <p>287 ・「2重症となった子どもの生年月日」欄の記載</p> <p>287 ・「4重症となった受傷時の年月日」欄の月、日の記載</p> <p>287 ・「5重症となった受傷の原因」欄の疾患名の記載</p>	
			<p>○「Ⅴ 重症事例に関する分析シート」（ⅱ子どもの生育歴等）の記載のうち</p> <p>291 ・「2周産期の母体側の問題」欄の医療機関からの具体的連絡内容の記載</p> <p>291 ・「3出産時の子ども側の問題」欄の疾患名の記載</p> <p>292 ・「4出産後の子どもの疾患・障害の有無等」欄の疾患名の記載</p>	
			<p>○「Ⅴ 重症事例に関する分析シート」（ⅳ関係機関の関与状況）の記載のうち</p> <p>306 ・「1通告」欄の具体的通告理由の記載</p> <p>307 ・「1通告」欄の通告後48時間以内の具体的対応の記載</p>	

9	子ども虐待による重症事例等の検証調査票 (I 県)	なし	<p>3 1 9</p> <p>3 1 9</p> <p>3 2 2</p> <p>3 2 2</p> <p>3 2 3</p> <p>3 2 3</p>	<p>○「V 重症事例に関する分析シート」(vii重症となった受傷後の対応等)の記載のうち</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「3 児童相談所の対応について」欄の具体的援助方針の記載 ・「3 児童相談所の対応について」欄の具体的最終理由の記載 ・「10 総括」欄の記載(「a 危機感を持つべきだった時期」, 「b 重症となった受傷を防ぐために必要であったと考えられること」, 「d 危機感を抱いたエピソード」, 「e 事例への援助において, どのような点に留意していたか」及び「f 本重症事例を受けて改善した方策」を除く。) ・「11 本調査記入時点での加害者と子どもの交流状況, 自立の方針について」欄の自立方針の具体的前提の記載 <p>○都道府県名及び市区名の記載</p> <p>○「I 事件の概要」の記載のうち</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「発生」, 「重症に至った事件の発生」, 「重 	<p>5 条 1 号, 6 号柱書き (以下同 じ)</p>
---	------------------------------	----	---	--	--

			<p>症が発覚した日」の月，日の記載</p> <p>3 2 3 ・ 事件の概要の記載</p> <p>○「II 家族構成（ジェノグラム）」の記載のうち</p> <p>3 2 4 ・ 重症となった受傷をした／重症が確認された月，日の記載</p> <p>○「III 事件までの対応経過」の記載のうち</p> <p>3 2 5 ・ 「相談・援助年月日」欄の月，日の記載（（例）を除く。）</p> <p>3 2 5 ・ 「関係機関ごとの対応内容」欄の記載（「区地域保健係」の記載を除く。）</p> <p>○「IV 胎児期（母の妊娠期）からの経過」の記載のうち</p> <p>3 2 6 ・ 「（1）妊娠・出産届出時の状況」欄の記載</p> <p>3 2 6 ・ 「（2）妊娠経過」欄の記載</p> <p>3 2 6 ・ 「（3）出生時の状況」欄の記載</p> <p>3 2 6 ・ 「（4）乳児家庭全戸訪問や新生児訪問時の状況」欄の記載</p> <p>○「V 重症事例に関する分析シート」（i 重症事例の概況）の記載のうち</p>	
--	--	--	--	--

			<p>3 2 7 ち</p> <p>3 2 7 ・「2 重症となった子どもの生年月日」欄の記載</p> <p>3 2 7 ・「4 重症となった受傷時の年月日」欄の月、日の記載</p> <p>○「V 重症事例に関する分析シート」（v 関係機関の関与状況）の記載のうち</p> <p>3 4 7 ・「1 通告」欄の通告後4 8 時間以内の具体的対応の記載</p> <p>3 4 7 ・「1 通告」欄の警察への情報提供を行わなかった具体的理由の記載</p> <p>○「V 重症事例に関する分析シート」（vii 重症となった受傷後の対応等）の記載のうち</p> <p>3 6 2 ・「1 0 総括」欄の記載（「a 危機感を持つべきだった時期」，「b 重症となった受傷を防ぐために必要であったと考えられること」，「f 本重症事例を受けて改善した方策」及び「h その他」を除く。）</p>	
1 0	子ども虐待による重症事例等の検証	なし	<p>3 6 3 ○都道府県名及び市区名の記載</p> <p>○「I 事件の概要」の</p>	<p>5 条 1 号， 6 号柱書き （以下同 じ）</p>

	調査票 (J 県)		<p>3 6 3</p> <p>3 6 3</p> <p>3 6 4</p> <p>3 6 4</p> <p>3 6 5 ないし</p> <p>3 6 8</p> <p>3 6 5 ないし</p> <p>3 6 8</p> <p>3 6 5 ないし</p> <p>3 6 8</p> <p>3 6 9</p> <p>3 6 9</p> <p>3 6 9</p>	<p>記載のうち</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「発生」, 「重症に至った事件の発生」, 「重症が発覚した日」の月, 日の記載 ・事件の概要の記載 <p>○「II 家族構成(ジェノグラム)」の記載のうち</p> <ul style="list-style-type: none"> ・虐待を受けた子どもの居住地の市名の記載 ・重症となった受傷をした/重症が確認された月, 日の記載 <p>○「III 事件までの対応経過」の記載のうち</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「相談・援助年月日」欄の月, 日の記載 ((例) を除く。) ・「子どもと家族の状況」欄の記載 ・「関係機関ごとの対応内容」欄の記載 (関係機関名に係る区名以外の記載を除く。) <p>○「IV 胎児期(母の妊娠期)からの経過」の記載のうち</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「(1) 妊娠・出産届出時の状況」欄の記載 ・「(2) 妊娠経過」欄の記載 ・「(3) 出生時の状 	
--	--------------	--	--	---	--

			<p>況」欄の記載</p> <p>3 6 9 ・ 「（４）乳児家庭全戸訪問や新生児訪問時の状況」欄の記載</p> <p>3 6 9 ・ 「（５）健診や予防接種時の状況」欄の記載</p> <p>3 6 9 ・ 「（６）子どもまたは保護者等の病気や障害の発生，その治療状況」欄の記載</p> <p>3 6 9 ・ 「（７）関係機関の関与状況」欄の記載</p> <p>3 6 9 ・ （９）欄の市名の記載</p> <p>○「Ⅴ 重症事例に関する分析シート」（ⅰ重症事例の概況）の記載のうち</p> <p>3 7 0 ・ 「２重症となった子どもの生年月日」欄の記載</p> <p>3 7 0 ・ 「４重症となった受傷時の年月日」欄の月，日の記載</p> <p>3 7 2 ・ 「９加害の動機（背景）」欄の具体的動機の記載</p> <p>3 7 2 ・ 「１０加害のきっかけとなった子どもの状況」欄の具体的状況の記載</p> <p>○「Ⅴ 重症事例に関する分析シート」（ⅱ子どもの生育歴等）の記載のうち</p> <p>3 7 4 ・ 「２周産期の母体側の問題」欄の医療機関からの具体的連絡内容の記載</p>	
--	--	--	--	--

			<p>○「V 重症事例に関する分析シート」（v 関係機関の関与状況）の記載のうち</p> <p>3 9 4 ・「3 市町村」欄の主な安全確認の具体的方法の記載</p> <p>3 9 4 ・「3 市町村」欄の援助内容見直しの具体的頻度の記載</p> <p>3 9 6 ・「4 その他」欄の情報入手の具体的内容の記載</p> <p>○「V 重症事例に関する分析シート」（vii 重症となった受傷後の対応等）の記載のうち</p> <p>4 0 2 ・「3 児童相談所の対応について」欄の具体的入所施設の記載</p> <p>4 0 3 ・「4 重症となった受傷後の対応」欄の第三者による検証未実施理由の市名の記載</p> <p>4 0 5 ・「1 0 総括」欄の記載（「a 危機感を持つべきだった時期」，「f 本重症事例を受けて改善した方策」及び「h その他」を除く。）</p> <p>4 0 5 ・「1 1 本調査記入時点での加害者と子どもの交流状況，自立の方針について」欄の調査票記入時点での当該児童の居場所の記載</p>	
--	--	--	---	--

			405	・「11本調査記入時点での加害者と子どもとの交流状況，自立の方針について」欄の家族からの分離先の記載	
--	--	--	-----	--	--